本号で公布された法令のあらまし

◇携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律（法律第二十五号）（総務省）

1　役務提供契約の締結時の本人確認等の対象となる電気通信役務の範囲の拡大

　役務提供契約の締結時の本人確認等の対象となる電気通信役務に音声通信役務以外の電気通信役務を追加する。これに伴い、題名を「携帯通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯通信役務の不正な利用の防止に関する法律」に改めるとともに、本人確認等の対象となる役務の名称を「携帯音声通信役務」から「携帯通信役務」に、本人確認義務等を負う電気通信事業者の名称を「携帯音声通信事業者」から「携帯通信事業者」に改める。（題名、第一条～第三条関係）

2　本邦内に住居を有しない外国人の本人確認を行う場合の規定の整備

　携帯通信事業者が本邦内に住居を有しない外国人と役務提供契約を締結する場合に、住居に代わる事項の確認による本人確認に関する規定を整備する。（第三条第一項関係）

3　役務提供契約の締結の任に当たっている者の権限又は地位の確認に係る規定の整備

　携帯通信事業者に対して、役務提供契約の締結の相手方と役務提供契約の締結の任に当たっている自然人が異なる場合に、総務省令で定めるところにより、当該自然人の権限又は地位の確認を行うことを義務付ける。（第三条第二項、第三項関係）

4　警察署長による電気通信事業者に対する照会に係る規定の整備

　警察署長が、一定の罪に当たる行為に利用された携帯通信役務に係る契約者の本人確認等を携帯通信事業者に求めることができる制度において、その求めのために必要があると認めるときは、関係する電気通信事業者に照会して必要な事項の報告を求めることを可能とする。（第八条第二項関係）

5　特定の個人が同時に利用可能な通信可能端末設備が一定数を超えることとなる場合の役務提供拒否に係る規定の整備

　特定の個人が同時に利用することができる通信可能端末設備の数が総務省令で定める数を超えることとなる場合には、携帯通信事業者がその超えることとなる部分についての電気通信役務の提供を拒否することを可能とする。（第十一条第六号関係）

6　その他

　その他所要の改正を行う。

7　施行期日等

⑴　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　この法律の経過措置等について定める。

◇警察法施行令の一部を改正する政令（政令第百八十二号）（警察庁）

1　警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準の改正

　警務部の所掌事務にサイバー事案に関する警察に関することを追加するとともに、人口、犯罪発生状況その他の事情により必要があるときに置くことのできる部としてサイバー事案に関する警察に関することを所掌するサイバー警察部を追加する。（本則関係）

2　施行期日

　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇令和七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第百八十三号）（内閣府本府）

1　令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による激甚災害について、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和九年六月二日まで延長する。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（政令第百八十四号）（消費者庁）

1　公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の政令で定める法律として、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）を追加する。（本則関係）

2　この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則関係）

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第百八十五号）（厚生労働省）

1　匿名予防接種等関連情報利用者が納付すべき手数料の額等を定める。（第三十一条関係）

2　１の手数料を免除することができる者等を定める。（第三十二条関係）

3　その他所要の改正を行う。

4　この政令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）附則第一条第四号に掲げる規定（同法第七条の規定を除く。）の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。（附則関係）

◇医療法施行令の一部を改正する政令（政令第百八十六号）（厚生労働省）

1　医業に関して広告できる診療科名について、内科又は外科と組み合わせることができる疾病又は病態の名称として、睡眠障害を追加する。（第三条の二第一項関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、令和八年六月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする。（附則第二項関係）

◇医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百八十七号）（内閣府本府）

1　連結可能匿名加工医療情報の提供を受けることができる者の追加

　連結可能匿名加工医療情報の提供を受けることができる者として、匿名予防接種等関連情報を利用する厚生労働大臣又は匿名予防接種等関連情報の提供を受けることができる者を追加する。（第七条関係）

2　連結して利用することができる状態で連結可能匿名加工医療情報を提供することができる情報の追加

　連結して利用することができる状態で連結可能匿名加工医療情報を提供することができる情報として、匿名予防接種等関連情報を追加する。（第八条関係）

3　その他

　その他所要の改正を行う。

4　施行期日

　この政令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第七条の規定を除く。）の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。（附則関係）

◇子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（政令第百八十八号）（こども家庭庁）

1　施設等利用費の上限額の改正

　子ども・子育て支援法第三十条の十一第一項の規定により支給する施設等利用費の上限額について、最近における経済情勢の変化に鑑み改める。（第十五条の六関係）

2　その他所要の改正

　その他所要の改正を行う。

3　施行期日

　この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則関係）